

2020年9月21日

沖縄県議会議長 殿

団体名 特定非営利活動法人反レイシズム情報センター (ARIC)
名前 代表 梁英聖 (りゃん・よんそん) ⑩
住所 略
連絡先 略

差別禁止条例制定ほか人種差別撤廃条約が県に義務づける積極的反差別措置の実施に関する陳情

(理由・背景)

二度にわたる世界大戦とファシズム台頭及び植民地支配による自由と民主主義の徹底的な破壊経験から、戦後国際社会はレイシズム(人種差別)を法律で禁止し撲滅することを大原則とした。特に1966年成立の人種差別撤廃条約は①人種・民族などルーツにまつわるグループへの②不平等な③効果をもつものを「人種差別」racial discriminationと定義づけ(第1条)、立法を含むあらゆる措置を講じてそれら人種差別を積極的に撲滅することを締約国に義務付けた。

人種差別に特徴的な危険は、単に人種を不平等に扱うにとどまらず、ドイツのナチがホロコースト(ユダヤ人虐殺)を引き起したように「危険な人種の除去」を訴えて人種差別を煽動することで、ヘイトクライム(集団リンチや殺人やレイプまで)やジェノサイドを引き起し、ひいては自由と民主主義そのものを破壊するに至るところにある。同条約はその第4条で「差別のあらゆる煽動」(日本政府が留保していない柱書)の撲滅を義務付けているが、それは言論の自由の保障を重視するからこそである。

つまり世界181か国が締約する同条約のグローバルスタンダードな考え方は、人種差別の煽動の危険は、立法措置をとってでも早期に抑え込まなければ、自由と民主主義の破壊を未然に防ぐことはできないというものだ。しかし日本政府は1995年に同条約を批准したが今日に至るまで、同条約が義務づける包括的差別禁止法さえ制定せず、条約義務違反状態を続けており、このことは国連人種差別撤廃委員会から幾度も勧告を受けている。根本問題は米国の1964年公民権法はじめ欧米先進諸国が半世紀以上前に制定した、

人種差別を国内法で定義して禁止するタイプの基本的な差別禁止法制を、日本社会は未だに制定してこなかったことだ。そのためせっかく 2016 年にいわゆるヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が成立したが、同法は差別を定義して禁止することなく「ヘイトスピーチ」のみに特化してしかも罰則規定も設けずに「解消」を謳うなど、人種差別・差別煽動を実効的に抑止する効果に乏しく、したがって今日まで条約義務違反が解消されないままである。

このように欧米先進諸国が半世紀以上前に制定した基本的差別禁止法制が日本社会には未だ存在しないため、近年遂に日本社会では人種差別とくに差別煽動が街頭やインターネットで頻発するに至り、実際にコリアタウンや民族学校を襲撃したり、極右政党を結成して選挙を通じてヘイトスピーチを煽動するに至っている。

このようなレイシズムの増大に対処するため、当団体、特定非営利活動法人反レイシズム情報センター (ARIC) は、日本政府も 1995 年に批准した人種差別撤廃条約が禁ずる人種差別 (第 1 条) 及びその最も危険なものである差別煽動 (第 4 条) について、調査・記録のうえ分析し情報公開を行うことで人種差別・差別煽動を撲滅するヘイトウォッチ hate watch を専門で行う日本初の NGO として 2015 年に若手研究者と大学生・院生によって発足した。

さて、各種報道や当団体調査から、沖縄県で同条約が禁ずる人種差別と差別煽動が頻発している状況があることは明らかである。それら差別煽動のなかには非常に深刻なものがあり、何かのキッカケでヘイトクライムなどの流血の惨事やそれに類する深刻な事件に発展する事態を、当団体としても憂慮せざるを得ない。具体的には、5 年ほど前から那覇市役所前で継続しているヘイトスピーチ (差別煽動) 街宣や、インターネット上にあふれている沖縄戦での集団強制死に関する歴史修正主義に関連したヘイトスピーチとそれに関連する極右よる差別煽動活動や、そして米軍基地建設反対運動に対して機動隊員が「シナ」「土人」等の差別語を用いて差別煽動を行った事件、そして那覇市役所前での差別街宣に抗議するカウンター(反差別の非暴力直接行動) や辺野古・高江をはじめとする米軍基地建設反対運動を攻撃するために行われている組織的なヘイトスピーチや差別煽動街宣などを挙げること

ができる。これら沖縄県内の人種差別・差別煽動行為を放置し続けることは、流血のヘイトクライムを引き起し生命や財産を危機に晒すのみならず、ひいては自由と民主主義の破壊を招く事態さえ憂慮されるというべきである。このことは歴史的にドイツのナチが実際にユダヤ人差別を利用して組織を拡大させファシズムを台頭させたように、あるいは現在世界各地で人種差別を利用する極右活動家・政治家の台頭が庶民の人種差別を増大させ暴力へと発展させているように、何ら軽視できるものではない。そしてそれら人種差別・差別煽動によって最も被害に遭うのはマイノリティであることは言うまでもないし、とりわけ人種差別は性差別など他の差別と絡み合い被害を激化させる。

周知の通り、人種差別撤廃条約が義務づける人種差別・差別煽動の撤廃は、日本の中央政府だけでなく、地方政府＝自治体（つまり沖縄県、県内市町村）をも拘束する。

したがって第一に沖縄県に現時点で差別禁止条例が無いこと自体が条約違反だといえる。そのため可及的速やかに同条約が義務づける差別禁止条例制定に取り組まれない。

さらに第二に、たとえ差別禁止条例があろうとなかろうと、同条約が義務づける人種差別・差別煽動の撲滅のための積極的措置はとることができる。最も重要なことは県内の差別実態調査であり、とりわけ那覇市役所前での差別煽動街宣など上記に挙げた最も深刻な差別煽動に関しては行政が可及的速やかに実態を把握すべきである。さらに知事や県議会が積極的に声明や宣言によって、あるいは行政担当者のコメントによって、人種差別・差別煽動に強力に反対する姿勢を示すことができる。あるいは県議ひとりひとりが人種差別と闘う姿勢をみせ、議員という特に守られた立場から言論の自由を行使して、具体的に人種差別・差別煽動に非難するコメントを出すことができる。行政の人権相談窓口を拡張し、人種差別・差別煽動に関しての被害相談を行うこともできる。

については、上記条約違反を解消し、速やかに人種差別撤廃条約の義務を履行するための積極的な反差別措置をとるよう、下記事項につき速やかに対処するよう陳情する。

記

(願意・要望)

1 県において、人種差別撤廃条約が義務づける人種差別（第1条）・差別煽動（第4条）を撲滅するためのあらゆる積極的な反差別措置を可及的速やかにとること。

2 県において、上の陳情事項1のため、人種差別撤廃条約が義務づける包括的差別禁止条例あるいは人種差別撤廃禁止条例を制定すること。

3 県において、上の陳情事項1及び2のため、ヘイトスピーチ解消法（2016年）や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（2019年）など国内の先例を参照しつつも、それら国内先例が欧米先進諸国では半世紀以上前に制定した最も基礎的な人種差別禁止法がないままヘイトスピーチ対策を行おうとする基本的な制約を抱えている現状を十分に考慮した上で、あくまでも人種差別撤廃条約が義務づける人種差別・差別煽動の撲滅のため欧米はじめ諸外国の政府・自治体が立法や調査・教育あるいは言論の自由を用いて実効的な反差別措置をとってきた先例を積極的に参照し、県の実情に合った県独自の人種差別・差別煽動対策を講じること。

4 県において、陳情事項1のため、深刻な人種差別事件が発生した際には、陳情事項2の条例制定如何に関わらず、首長や県議会が差別に積極的に反対するコメントを出したり、議員が言論の自由を行使して反対コメントを出すなど、県が差別と断固として闘うという社会的メッセージを発信すること。

5 県において、陳情事項1のため、県内で発生している人種差別撤廃条約に反する人種差別・差別煽動の実態を調査すること、特に那覇市役所前で数年継続されているものなど最も悪質な差別煽動に関しては行政としてヘイトウォッチ（調査・記録）を行うこと。

6 県において、陳情事項5の実施に際しては、平和的に市民が取り組んでいるカウンター（反差別の非暴力直接行動）や米軍基地建設反対運動や報道機関への攻撃についても、それが人種差別撤廃条約のいう人種差別・差別煽動に該当する場合は、同条約の定義に照らして判断し、物理的衝突が憂慮されるそれら差別煽動に関しては特に阻止のための強い措置を講ずるとともに、市民の安全を守るために尽力すること。